

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年4月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ラオス国植物防疫・農作物品質検査所整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ラオス国植物防疫・農作物品質検査所整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00131

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 4 月 23 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ラオス国植物防疫・農作物品質検査所整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年6月 ～ 2026年7月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後) : 契約金額の4%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末(2026年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年4月28日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年5月7日 12時まで
3	質問への回答	2025年5月12日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年5月16日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年5月30日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	※2023 年 7 月公示から変更となりました。
--	--------------------------

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ARPFmtRefr>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加算

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加算します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加算

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加算（若手育成加算）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施

する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- （２）本件業務の受注者（ＪＶ構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

１０．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサル
タントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきまして
は、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、
選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入
力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）

②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）

③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）

再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載

の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	輸入国の輸入要件と農作物輸出に係る検査施設のニーズの確認方法及び本事業で整備する施設設計への留意点	4条(11) 施設、設備、機材計画調査
2	検査施設の業務の全体像(残留農薬検査・植物病理・病害虫分析、肥料分析等)の確認方法及び本事業で整備する施設設計への留意点	4条(11) 施設、設備、機材計画調査
3	他ドナー(アジア開発銀行)の協力との連携・重複回避のための調整方法及び施設設計への検討事項	4条(11) 施設、設備、機材計画調査
4	運営維持管理計画の確認手法及び検討事項	4条(14) 事業の維持管理計画の立案
5	本事業の定量的及び定性的効果を測るための適切な指標	4条(23) 事業の効果指標の検討

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当

性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☑協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☑同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

☑同「機材編」（2023年4月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）

☑国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☑気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☑気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

(エ) その他

- ☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス
- ☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
- ☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン
- ☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- ☒ 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)
- ☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（３）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア）初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

（イ）概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

（ウ）概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について

指示を受けること。

- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「ラオス国品質保持技術を活用した農作物サプライチェーンの高付加価値化に係るニーズ確認調査」（2023 年～2024 年）
 - ② 「ラオス国フードバリューチェーン強化プロジェクト」（2022 年～2025 年）
 - ③ 「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」（2024 年～2027 年）
 - ④ 「ラオス農業政策アドバイザー」（2018 年～2019 年）
 - ⑤ 「ラオス国高生産性・高付加価値化農業の実現のための案件化調査」（2015 年～2016 年）
 - ⑥ 「ラオス国持続可能な農業に向けた IT を活用した生産管理・需給調整システム案件化調査」（2017 年～2018 年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

（６）本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ及び関連公共インフラの整備状況、近隣周辺の事業所（用途も含む）、廃棄物処

理施設等（特に本案件に置いては土地利用（農地、宅地、工場など）についても調べる事が望まれる）

（７）環境社会配慮

本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

（８）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

（９）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒ 本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）の農業・農村開発に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。
 - ① ラオス国フードバリューチェーン強化プロジェクト（2022 年～2025 年）
 - ② ラオス国農業政策アドバイザー（2023 年～2026 年）

（１０）発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。
 - ① ラオス国フードバリューチェーン強化プロジェクト（2022 年～2025 年）
 - ② ラオス国品質保持技術を活用した農作物サプライチェーンの高付加価値に係るニーズ確認調査（2023 年～2024 年）
 - ③ ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト（2024 年～2027 年）

特に実施中の「ラオス国フードバリューチェーン強化プロジェクト」では将来的な農作物の輸出拡大に向けたマスタープランを策定中であり、「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」では、植物防疫・農作物品質検査所（以下、「PPC」という。）職員の農業検査に係る能力

強化を実施中であるため、本事業での施設整備による、開発効果増大の相乗効果を向上に努めること。

(11) 相手国関係機関との調整

☒ 本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、財務省も交え、銀行取り極め (Banking Arrangement (B/A) の締結、支払授權書 (Authorization to Pay (A/P)) 発行にかかる具体的な手続きを調査すること。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
 - ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。
- インセプション・レポートには、先方への説明として以下を含むこと。
 - A) 農作物輸出に必要な一般的な手続きの全体像
 - B) 二国間の衛生植物検疫に係る協定の一般的な改定方法の事例

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - ・ 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - ・ 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

☒概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、別紙2に示す自然条件調査（地形・地質／地盤・気象等）を行う。また、気候変動の影響を考慮した設計の具体的な検討（メコン川の洪水等を想定した冠水リスクへの対応等）を調査項目に含む。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

また、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

なお、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

（５）サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模及び原因、維持管理体制、運用状況等

② 建設予定場所状況の調査

建設予定場所の土地の所有権の状況、利用履歴、広さ、工事実施に係る各種動線等

③ 設置予定場所状況の調査

設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（電圧測定及び停電の頻度及び対策含む）等

④ 支障物件

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道、インターネット環境等（供給可能量を含む）

（６）環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では以下の対応を行う。

① 本事業は JICA 環境社会配慮カテゴリ C に分類されている。ラオス国内法で

求められている、開発事業の許認可や承認プロセスを再確認し、農業林業省農業局がラオス国天然資源環境省に提出する必要のある書類や承認等の有無を明確にする。

- ② 本事業により新設される施設・設備、計画地周辺の関連開発計画、及び本事業による建築工事や撤去工事が周辺環境に与える影響等が周辺環境に影響を及ぼす可能性について調査する。また、影響が考えられる場合には、その対策を検討する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

1. 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを施設設計に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
2. 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
事業内容に反映するためのステップ
(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

（９）気候変動対策案件としての検討

- ☒ 本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール【適応】（ JICA Climate-FIT ）等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。
- ☒ 本事業は、事業実施により温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール／緩和策（JICA Climate-FIT(Mitigation)）等を用いて、温室効果ガス排出削減効果を推計する。

（１０）調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。

（１１）施設、設備、機材計画調査

1. 国際規格及び輸入国の輸入要件他を踏まえた施設設計

農作物を輸出する際に輸出元国が満たすべき要件は、品目ごとの二国間の衛生植物検疫措置に係る協定により決定される。現在ラオスでは試験所の試験の正確さに関する国際規格（IS017025）を満たす農作物の検査施設は存在しないため、主要輸出先（タイ、ベトナム、中国）に輸出する際、衛生植物検疫措置に係る協定上、品目によって輸出先国で農薬検査を実施するよう定められている。また、欧州・日本向け輸出では、企業はタイ等の第三国の検査施設やラオス国内民間業者に検査を発注している状況がある。輸出の際、自国で農薬検査を実施する体制へと変更を目指すために、IS017025 の取得は必須条件といえる。一方で、実際の変更には IS017025 取得後の検査実績も含め、二国間で合意がなされるまでには 10 年間程度必要となる。今後主要な輸出先からラオス国内で農薬検査を実施することに対し合意を取り付けることを目指すために、本調査では実施機関の体制・能力で IS017025 取得に向けたマイルストーンや、不足している事項を精査した上で、主要輸出先（タイ、ベトナム、中国を想定）や今後輸出拡大が期待される国が要求している要件や世界的な要件の変化、品目ごとの需要見込みやラオス政府としての目標・戦略を把握し、将来的に追加される蓋然性が高い要件にも対応可能な施設を設計する。

2. 農作物輸出に係る検査施設のニーズの確認

本事業が農作物輸出の拡大に寄与するか否かを確認するためには、国内の民間企業も含めた検査施設の現状を把握し、現在同施設が対応できない検査項目を PPC が実施できるようになる必要がある。また、将来的には民間企業の検査能力が向上することで公的機関である PPC に求められる役割が変わっていくことも想定される。輸入国・第三国で検査を実施する場合に窓口となる農業局 植物防疫課や検査を実施している民間企業に対し、現状の検査の内容（対象作物、検査の内容、検査施設の場所、検査料金、年間検査数）と検査施設への現時点及び民間企業の検査能力向上に伴う将来的なニーズに係るヒアリングを実施し、施設設計に反映する。輸出企業に対しても、PPC で検査が行えない実情により生じている弊害や課題（高額な検査料、収穫後から輸出までの所要時間等）についてヒアリングを行い、施設設計に反映する。また、品目毎や地域毎、季節毎の農作物の輸出量及び金額等の農業統計を調査で確認し、輸出のポテンシャルが高い対象作物の選定や、季節毎に将来的な検査件数予測を行い、施設設計に反映する。

3. 検査施設の業務の全体像を踏まえた施設設計と動線の確認

PPC は上述の輸出品向けの残留農薬検査に加え、輸入品向けの残留農薬検査、植物病理、害虫分析、肥料分析に係る業務も実施しているため、調査時にこれら業務の実施における既存施設の課題と新施設へのニーズ及び PPC 職員の技術レベルを確認した上で施設設計に反映する（植物病理、昆虫検査における網室や圃場整備の必要性等）。また、PPC 全体の実際の業務内容を想定し、ISO17025 の観点から各種検査に係る検査手順と合致した適切な動線の確保やサンプルの汚染度に応じたゾーニング、コンタミネーション予防等の安全・衛生上必要な対応事項を施設設計に反映する（農作物の受け取り、保管、検査、検査結果の通知の流れ等）。なお、植物病理、害虫分析、肥料分析に係る業務については以下 4) 及び 5) で記載するアジア開発銀行（以下、「ADB」という。）の新規プロジェクトでも支援の対象外とされており、機材は PPC の既存の機材をそのまま活用する予定。従い、本事業で整備する施設はこれらの業務を実施するスペースは念頭に置いて設計をする。

なお、PPC に対し、ADB 及びハンガリーが過去に農薬検査に係る検査機器を整備している。本調査では、「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」に従事している専門家等から、現存する機器及び設備の種類、数及び利用状況並びにメンテナンス状況を把握する。また、PPC 職員によるこれら機器及び設備の活用状況についても確認する。

4. ADB の新規プロジェクトとの連携・重複回避

PPC に対しては、上記 4) で記載の通り ADB とハンガリーが過去に農薬検査に係る検査機器を整備している。さらに、ADB の新規セクターローン

「Sustainable Agrifood Systems Sector Project」(2025 年 5 月理事会予定) では PPC に対し農薬検査に係る検査機器の整備と消耗品の供与、PPC 職員の農薬検査に係る能力強化を実施する予定である。本事業は施設整備と、施設に附帯する設備(換気設備、排水処理設備、分析用ガス供給・排ガス処理設備、局所排気設備、バックアップ電源、検査データ管理システム等)に限定するとともに、ADB の新規プロジェクトコンポーネントにこれらの設備が含まれる場合は本事業のスコープ対象外とする。但し、現時点で ADB の新規プロジェクトの実施時期、期間及び機材の種類の詳細が不確定である。そのため、ADB の新規プロジェクトの実施スケジュールが確認できないもしくは確認できた場合でも予定どおり機材調達が実施されない前提で本事業の全体行程を検討する。(ADB が据え付けを要する機材を調達する予定の場合、施設外壁に面した部屋を設計し、同外面の施工のみをラオス側負担とする、据え付けが必要な機材を搬入できるように施設外面に搬出入用の鉄扉を設ける、等)。また、機材の詳細が確認できない場合には、ADB が想定する最新の機材リスト及び上記 2) で記載した将来的な検査件数のニーズ予測に基づいて設計する。

5. 既存機材の移送計画と施設設計

本事業で建設する施設に①既存施設で利用している機材、②ADB の新規プロジェクトが供与する機材、を移送する計画である。本調査では、移送が必要な機材の判断基準を検討の上、既存施設の機材の継続利用の可能性を精査し、新施設への移送が必須と判断された機材については、それらの移送が可能となるよう施設設計に反映する。また分析用機材は精密機器であり、道路からの交通振動や空気清浄度等に大きく影響を受けるため、施設周辺の外部環境に係る必要情報を収集し、施設設計に反映する。また、ADB の新規プロジェクトの詳細な情報(スケジュール、機材リスト、実施時期等)についてヒアリングは実施するものの 5) のとおり確認できない可能性がある。本事業の実施時期についての情報共有、据え付けを要する機材を ADB が供与予定の場合に機材調達の時期を本事業のスケジュールと同時期に調整可能か確認を行う。面談結果を機材移送の計画に反映する。

(12) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物

全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

（１３） 施工計画の立案

☒以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

➤ 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

（１４） 事業の維持管理計画の立案

- （１１）５．に記載の通り、ADB が PPC 職員の農薬検査能力強化を実施する計画となっている。本調査時に ADB が実施予定の能力強化支援の内容に加え、ラオス政府及び ADB を含む援助機関の人材育成に係る計画を確認の上で、（１１）２．で確認した検査ニーズに対し持続的な運営維持管理体制確保の観点から十分な支援となっているかを検討し、不十分な場合はソフトコンポーネントや技術協力による支援の必要性及び内容を検討する。また、事業の効果を発現するためには、検査機材の定期的なメンテナンス（修理及び校正）、安定的な試薬などの消耗品の調達が必要となる。本調査では、検査品目及び検査数の季節変動を定量的に把握した上で、検査料金の設定によりメンテナンス及び消耗品の調達が可能か否か試算し確認する。試算の結果、当該収入のみによる対応が困難な場合、ラオス政府が不足する予算を確保することを事業実施の条件とする。
- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では以下の対応を行う。

- (11) 5. で記載した ADB の PPC 職員の検査能力強化に係る事業内容との重複を避けた上で、本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせを行い、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(17) 内部照査の実施

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項³（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

（１９）免税情報の収集・整理

☑本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁴を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアッ

³ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側 負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

⁴ 無償資金協力事業では免税が原則である。

プデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（２０） 現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２１） 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁵。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２２） 想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（２３） 事業の評価指標の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。なお、開発効果のうち、中長期的なアウトカム（目標）について、因果関係が必ずしも明確でなくとも、幅広くアウトカムを示しうる定量指標に関する情報収集・検討を行う。
- （１１）１. で確認した、PPC の ISO17025 取得に向けたマイルストーンや、不足している事項及び主要輸出先（タイ、ベトナム、中国を想定）や今後輸出拡大が期待される国が要求している要件や世界的な要件の変化、品目ごとの需要見込みやラオス政府としての目標・戦略を把握し、将来的に追加される蓋然性が高い要件を達成するために必要なステップが指標となりうるか検討

⁵ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

する。

- (11) 2. で確認した、輸出企業へのヒアリングにより得られた PPC で検査が行えない実情により生じている弊害や課題（高額な検査料、収穫後から輸出までの所要時間等）が事業効果の指標となりうるか検討する。また、輸出のポテンシャルが高い作物の将来的な検査件数が本事業の指標となりうるか検討する。
- 植物病理、害虫分析、肥料分析に係る業務については(11) 4. 及び 5. で記載した ADB の新規プロジェクトでも支援の対象外とされており、機材は PPC の既存の機材をそのまま活用する予定。従い、本事業による直接的な事業目的には含まれない可能性があることに留意しつつも、植物病理、害虫分析、肥料分析にかかる事業の評価指標を検討する。
- (11) 6. で記載の通り、ADB の新規プロジェクトに係る詳細情報（スケジュール、機材リスト、実施時期等）を確認した結果、本事業の実施期間内に ADB の機材が調達されない場合、本事業の施設整備により達成可能な効果指標を検討する。

1) 定量的効果

「資金協力事業 開発課題別の指標例」

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html を参照しつつ、適切な運用・効果指標を提案し、基準値と共に事業完成の3年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

① 検査施設の利用状況に係る指標

- ・ 残留農薬検査・分析数（件）
- ・ 農薬製剤分析数（件）
- ・ 有機・化学肥料分析数（件）
- ・ 昆虫分析数（件）
- ・ 植物病害分析数（件）

② アウトカム（農作物の輸出量増加）に係る指標

- ・ 輸出量（トン）
- ・ 輸出額（ドル）
- ・ 輸出品目（数）
- ・ ISO 取得に向けた必要事項に対する進捗状況（%）

- ・輸出先国との協定変更のプロセスの進捗状況（％）

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果等についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

- ・国際規格 ISO17025 に準拠可能な施設整備
- ・適切な施設環境整備による検査員の安全確保・環境への悪影響の予防
- ・商業的農業生産の拡大、輸出促進
- ・農作物に対する信頼性向上

（２４）事業概要の本邦企業への説明

☑本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業⁶に対して事業実施上の重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会⁷を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

（２５）協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

（２６）協力準備調査報告書（案）の説明

☑本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を

⁶ OCAJI 等の関連業界団体を含む

⁷ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

（２７）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）⁸も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第５条 成果品

☑本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語、英語	電子データ	
現地調査結果概要	現地調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	

⁸ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ⁹ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約 履行期限（最終期を除く）	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 部
		日本語	製本	5 部
		英語	CD-R	4 部
		英語	製本	7 部
概略事業費積算内訳書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
機材仕様書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

（２）インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

（３）概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等示された内容

（４）進捗報告書の初版

⁹ Project Monitoring Report（PMR）

- 「[進捗報告・Project Monitoring Report\(PMR\)](#)」に示された内容

(5) 内部照査チェックリスト

- 「内部照査について」に示された内容

(6) 調査データ

- 位置情報¹⁰の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

第6条 再委託

☑本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形測量	第4条 業務の内容（4）自然条件調査、別紙2（自然条件調査仕様書）	一式	定額計上
2	地質／地盤調査	第4条 業務の内容（4）自然条件調査、別紙2（自然条件調査仕様書）	一式	定額計上
3	気象調査	第4条 業務の内容（4）自然条件調査、別紙2（自然条件調査仕様書）	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☑本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「[コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン](#)」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材

¹⁰ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：ラオス人民民主共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ビエンチャン都
- (3) 案件名：植物防疫・農作物品質検査所整備計画（The Project for Improving Plant Protection and Agricultural Product Quality Inspection Center）
- (4) 事業の要約：農作物の輸出に必要な検査機能を有し、試験所に関する国際規格の水準を満たす検査施設の整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」という。）では、労働人口の約 7 割が農林水産業に従事し、農業は生産額が GDP の約 2 割を占めており（2021 年、第 9 次国家社会経済開発計画（以下、「NSED9」という。））、電力、鉱業、観光分野に並ぶ外貨獲得源である。

ラオス政府は、NSED9 に加え、国家として緊急的・優先的に取り組むべき指針を示した「国家アジェンダ 2023」において、「輸入代替及び輸出向け商品生産の振興を通じた安定的な歳入基盤の確保」を重点事項の第一目標とし、農作物輸出促進を目指している。ラオス農業林業省（以下、「MAF」という。）は NSED9 の下で策定した「第 9 次農林農村開発計画」（2021 年）の主要プログラムの一つに、国内取引及び輸出促進のための商品作物生産を掲げ、2030 年までの中長期取組方針を示す「2025 年に向けての農業開発戦略と 2030 年に向けてのビジョン」（2015 年）でも商業的農業生産の拡大を掲げている。

ラオスの主要作物であるコメ（生産量の約 9 割はもち米（2022 年、ラオス農林統計））は 2000 年代に国内食糧自給を達成し、近隣国へも輸出されている。今後は、コーヒー、トウモロコシ、豆、バナナ・スイカ等の果物、タマネギ等の葉茎菜類、キャッサバ・ジャガイモ・カボチャ・ショウガ等の根菜類、ハトムギ、ゴム等の輸出拡大を目指している。農作物輸出は年々増加し 2023 年時点で農畜産物・食品が輸出額全体の 21.8%を占めている（2024 年、JETRO）。農作物輸出には検査施設の国際規格（ISO17025）を満たす適切な検査機材を備えた施設環境で、輸出先国の植物防疫法に基づく指定病害虫の検査・分析や食品衛生法に基づく微生物・残留農薬・重金属等の検査・分析が必要となる場合が多い。

ラオスでは、MAF 傘下の植物防疫・農作物品質検査所（以下、「PPC」という。）が生鮮農作物輸出にあたり上記の検査機能を果たすことが法令上定められている。しかし、PPC は 1965 年にコメ研究所として設立された名残で、会議室等を実験室に転換しており、施設設計が各検査に対応できていない。また、換気・排水処理設備、バックアップ電源等の必要設備、薬品やガスボンベ等の適切な保管場所の欠如等、検査員の安全性や環境影響にも課題がある。さらに、PPC は国際規格（ISO17025）を満たしていないため、タイ、ベトナム、中国向けの輸出では、輸入国側で検査を行う協定となっている。欧州・日本向け輸出では、企業はタイ等の検査施設やラオス国内民間業者に検査を発注しており、輸出企業は高額な検査料を売価に上乗せする必要がある、国

際市場での競争力が低下するほか、国外への検体送付に時間を要し出荷前に作物の品質悪化やロスが発生する。民間検査業者では検査できない農薬がある等、より多くの検査項目を求める国への輸出拡大の阻害要因となっている。PPCにて輸出に必要な検査が可能になれば、輸出企業にとっては、検査料金の低減や所要期間短縮、作物の品質悪化やロスの低減に繋がり、輸出拡大が期待される。PPCでの検査数が増加することで、適正な検査料収入を見込むことができるほか、国内流通・輸入農作物の検査件数の増加による国内消費作物の安全性向上も見込まれる。

「植物防疫・農作物品質検査所整備計画」（以下、「本事業」という。）は、ビエンチャン都の PPC にて、試験所に関する国際規格水準を満たす生鮮農作物の検査施設を整備することで、輸出に必要な検査を可能とし、商業的農業生産の拡大、輸出促進を図るものであり、ラオス政府の開発計画にて優先度の高い事業として位置付けられる。なお、ラオスのパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」の目標と矛盾がないものである。

（２）農業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対ラオス国別開発協力量針（2019 年 4 月）の重点分野「産業の多角化と競争力強化、そのための産業人材育成」にて、農業セクターの振興支援を挙げており、対ラオス国別分析ペーパー（2024 年 3 月）でも、周辺国・ラオス国内の需要に合わせた商業的農業生産の拡大に向けフードバリューチェーン（以下、「FVC」という。）構築に必要な各要素に焦点を当てた協力に重点的に取り組むとしている。JICA グローバル・アジェンダ（農業・農村開発）では、主要な取り組みの一つ「包摂的な FVC の構築」に、クラスター事業戦略では「東南アジア地域 FVC 構築」に該当し、本事業はこれらの方針に合致する。

（３）他の援助機関の対応

アジア開発銀行（以下、「ADB」という。）が形成中のセクターローン

「Sustainable Agrifood Systems Sector Project」にて PPC も支援対象とし、機材・消耗品の提供や検査能力強化の技術協力を予定。過去に ADB とハンガリーにより機材が導入されたほか、会議室を研究用とするための作業台やパーティション設置が行われている。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、生鮮農作物の検査施設整備を通じて商業的農業の推進、輸出促進に資するものであり、SDGs ゴール 1（貧困をなくそう）及びゴール 8（働きがいも経済成長も）に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

同国は後発開発途上国に分類され、債務持続性評価では「債務危機に陥っている」と指摘されており（2024 年、IMF）、返済能力の観点から新たな債務負担を課すことは適当ではない。係る状況の改善に向け、歳入・歳出の両面から財政安定化に向けた協力を実施している（「債務状況、経済的ぜい弱性」）。貧困層の大半を占める農民の所得向上、農村部と都市部の経済格差是正は、人間の安全保障を実現する重要な基盤である（「人道上のニーズ」）。両国は、2025 年に外交関係樹立 70 周年を迎え、両国間関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げしたことから、さらなる二国間関係の強化が期待される（「外交的観点」）。以上より、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、ビエンチャン都の植物防疫・農作物品質検査所（PPC）において、生鮮農作物の輸出に必要な検査機能を有し、試験所に関する国際規格水準を満たす検査施設を整備することにより、検査機関としての機能の実現、農作物の信頼性・安全性向上、検査員の安全確保を図り、もって商業的農業生産の拡大及び輸出促進に寄与するもの。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容

【施設】検査棟の新設（延床面積約 3,600m²）（詳細は協力準備調査にて確認する）

【機材】換気設備、排水処理設備、分析用ガス供給・排ガス処理設備、局所排気設備、バックアップ電源、検査データ管理システム（詳細は協力準備調査にて確認する）

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理。運営・維持管理に必要な技術指導。

ウ) 調達・施工方法：詳細は協力準備調査にて確認する。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：PPC 職員 34 名（うち女性 14 名）、農作物の輸出企業

最終受益者：ラオス国内の農家、生鮮農作物の国内消費者

PPC 以外の受益者数については協力準備調査にて確認する。

④他の JICA 事業との関係

技術協力「FVC 強化プロジェクト」（2022～2025 年）と後継の「民間セクターとの連携による FVC モデル構築プロジェクト」（2025～2029 年予定）で、国内市場・輸出向けの FVC 強化マスタープランを策定、環境整備を実施する。本事業で整備する PPC は FVC を強化するものであり、民間企業のビジネスや輸出事業の促進が期待され、技術協力の目的達成に資する。また、技術協力「ASEAN-JICA FVC 開発支援プロジェクト」（2024～2027 年）では ASEAN 各国での防疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力強化を実施し、本事業による PPC の整備は、同技術協力の成果の継続的な活用に貢献する。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：農業林業省 (Ministry of Agriculture and Forestry)

② 他機関との連携・役割分担：ADB が PPC への検査機材・消耗品の提供、検査能力強化の技術協力を予定しており、本事業にて整備する施設の効果的な活用・運用促進の相乗効果が見込まれる。詳細は協力準備調査にて確認する。

(3) 運営／維持管理体制：本事業実施後の運営・維持管理は PPC が行う。職員 34 名のうち、残留農薬と肥料の品質分析を行う残留農薬課に 5 名、昆虫学課に 5 名、病理学課に 8 名の職員が在籍。残留農薬課職員は 2017 年からタイとの交流研修プログ

ラム等で能力強化を図っている。各課とも職員数の増強・能力向上を図る計画。技術面及び財務面の詳細は協力準備調査にて確認する。

（４）安全対策：事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（５）環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

（６）横断的事項：国内流通農作物や輸入農作物の指定病害虫、微生物・残留農薬・重金属等の検査・分析強化により、ラオス産農作物の消費者である同国国民の疾病の予防及び健康状況の改善が見込まれる。詳細は協力準備調査にて確認する。

（７）ジェンダー分類：【確認中】☒GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
 ＜分類理由＞実施機関職員全 34 名のうち女性は 14 名であるが、協力準備調査にて、研修機会の状況、意思決定への関与度合い等、ジェンダー主流化ニーズを確認する予定のため。

（８）その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

（１）定量的効果

指標名	基準値 (2024 年実績値)	目標値 (2032 年) 【事業完成 3 年後】
残留農薬検査・分析数 (件/年)	100	500
農薬製剤分析数 (件/年)	100	協力準備調査にて確認
有機・化学肥料分析数 (件/年)	200	協力準備調査にて確認
昆虫分析数 (件/年)	500	協力準備調査にて確認
植物病害分析数 (件/年)	100	協力準備調査にて確認

（２）定性的効果

国際規格 ISO17025 に準拠可能な施設整備、適切な施設環境整備による検査員の安全確保・環境への悪影響の予防、農作物の信頼性向上、商業的農業生産の拡大、輸出促進

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

チリ共和国向け技術協力「食品安全国家プログラム強化プロジェクト」（評価年度 2011 年）の事後評価等では、検査室の検査・分析能力の発展のために、適切な検査施設、機材、技術者の確保及び技術者に対する継続的な研修プログラムの実施が望ましいとの教訓が得られている。本事業では適切な検査施設・必要設備の整備を行い、ADB が検査機材導入、技術者能力向上を予定している。ADB との役割分担と連携により、包括的に検査施設・機材整備、技術者研修や運営・維持管理能力向上がなされるよう協力準備調査にて十分に議論・検討し、研修等を通じて検査能力・体制の強化を図る等必要な対応策を検討する。

以 上

[別紙資料] 植物防疫・農作物品質検査所整備計画（案件名） 環境社会配慮

[別添資料] 植物防疫・農作物品質検査所整備計画（案件名） 地図

別添

植物防疫・農作物品質検査所整備計画 環境社会配慮

1. カテゴリ分類：C
2. カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

植物防疫・農作物品質検査所整備計画 地図



首都ビエンチャン



出典：United Nations (<https://www.un.org/geospatial/content/lao-peoples-democratic-republic>), Google Maps (地図データ©2023 Google) より JICA 作成

自然条件調査 仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、また本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の内容と齟齬がないように留意する。

2. 自然条件調査

1) 地形測量

- 調査目的：

施設の平面計画、設計及び施工計画上必要な地形の情報を把握する。

- 調査項目：

平板測量、水準測量、縦断/横断測量

- 調査数量：

敷地全体

- 調査仕様：

平板測量（縮尺 1/500、等高線 0.5m）

水準測量（建屋部分を中心に）

- 成果品：

地形図（平面図、断面図）、建設予定地におけるベンチマーク（BM）もしくは基準点

2) 地質／地盤調査

- 調査目的：

施設の計画（構造物・施設位置の決定、基礎形状の検討等）、設計及び施工上必要な地盤の状況、地下埋設物、地下水位の状況を把握する。

- 調査項目：

地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/地質試験、地耐力試験、試掘調査、圧密試験等による地盤の種類、層厚、物理的特性、力学的特性の把握

- 調査数量：

(1) 地表踏査：対象サイト周辺の地形/地質を観察する。

(2) ボーリング：対象サイト周辺で複数本実施する。なお、施設の規模・形状に応じて適切な本数を検討することとする。また、全長標準貫入試験を併用し試料を採取するとともに、岩盤又は固い地盤を最低 3m以上掘り込むこととする。

(3) 地耐力試験：平板載荷試験等約 10 箇所（平面的及び垂直的）

- 調査仕様：

室内試験項目（密度、湿潤率、一軸強度）

- 成果品：

地質図（平面図・断面図）、ボーリング柱状図、室内試験結果、試掘結果、土質サンプル

3) 気象調査

- 調査目的：

気象に係る各種情報を収集し、構造物への影響を推測するとともに、災害発生に係る情報を把握する。

- 調査項目：

天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査等

- 調査数量：

過去 30 年間

- 成果品：

気象情報の分析結果

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務： 農業開発/農薬検査に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年7月上旬より国内事前準備を開始し、2025年8月中旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は特記仕様書の第3条 実施方針及び留意事項を参照のこと。2026年3月上旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2026年4月上旬までに概略設計・概要資料、2026年7月下旬までに準備調査 報告書を含む成果品を提出する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 22.51 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、JICA 無償資金協力事業の規定や制度に熟知すると共に農薬分析や植物病理・病虫害分析・肥料分析の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 延べ 11 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量
- 地質／地盤調査
- 気象調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「ラオス国品質保持技術を活用した農作物サプライチェーンの高付加価値化に係るニーズ確認調査」調査完了報告書（2024 年）
- 「ラオス国フードバリューチェーン強化プロジェクト」ドラフトファイナルレポート（2025 年）
- 「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」業務進捗報告書（2024 年）

2) 公開資料

- 「ラオス国高生産性・高付加価値化農業の実現のための案件化調査」業務完了報告書（2016）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12268660.pdf>

- 「ラオス国持続可能な農業に向けた IT を活用した生産管理・需給調整システム導入案件化調査」業務完了報告書（2018）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12321428.pdf>

- USAID「THE EXPORT POTENTIAL OF LAOS AGRICULTURE TO THE EU MARKET」（2022）

https://www.canr.msu.edu/prci/The%20Export%20Potential%20of%20Lao%20Agriculture%20to%20the%20EU%20market_IIC_Laos.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無

6	Wi-Fi	無
---	-------	---

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外

としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

98,686,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上があります（9,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形測量	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	3,000,000 円	地形測量一式	現地再委託
	地質／地盤調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	5,000,000 円	地質／地盤調査一式	現地再委託
	気象調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	1,000,000 円	気象調査一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)